

大阪府堺市保健医療協議会・部会所掌事務

1 大阪府堺市保健医療協議会（大阪府附属機関条例）

- ・医療法第30条の4第1項に規定する計画に関する堺市の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務

【主な協議事項】

- ・医療計画案の策定（計画本文の改訂含む）に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること
- ・地域医療支援病院の承認に関すること
- ・救急告示病院の承認に関すること
- ・傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関すること
- ・各部会での議論結果の承認に関すること

2 部会

（1）医療・病床部会

- ・医療計画案の策定及び計画の推進等に関すること
- ・救急告示病院の新規、更新に関すること
- ・病床機能報告に関すること
- ・病床の機能分化に関すること
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した事業に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること

（2）歯科保健部会

- ・口腔保健、歯科医療対策に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること

（3）薬事部会

- ・薬事対策に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること

（4）在宅医療・ターミナルケア部会

- ・ターミナルケア、ホスピスケア、緩和ケアに関すること
- ・在宅医療（認知症含む）に関すること
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した事業に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること

（5）救急医療体制調整部会

- ・二次及び三次救急医療体制に関すること
- ・傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関すること
- ・大阪府堺地域メディカルコントロール協議会との連携に関すること

（6）精神医療部会

- ・精神医療体制に関すること
- ・医療計画掲載情報の更新に関すること